資料１－３

マアジの資源管理について

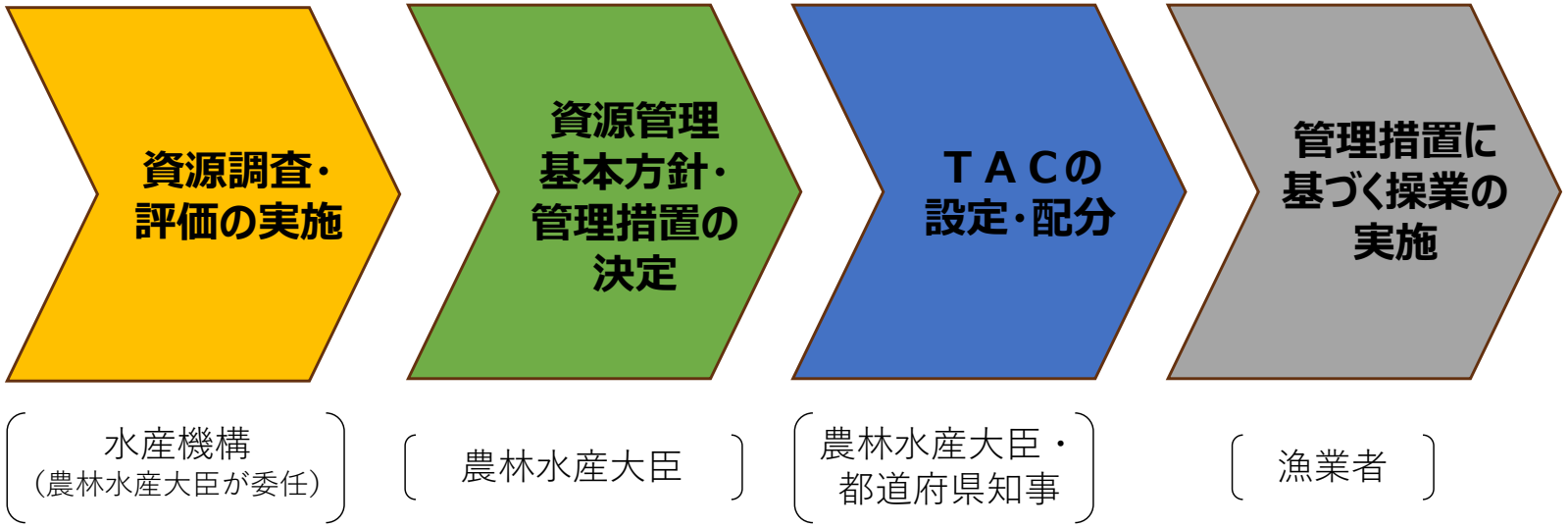
令和８年10月30日

令和９管理年度TAC設定に関する意見交換会

水産庁

TAC管理の流れ

- 国際資源以外のTACは、**国立研究開発法人水産研究・教育機構（水産機構）**の資源評価結果に基づき設定している。
- 資源評価結果に基づく水産機構の提案を踏まえ、**農林水産大臣が定める資源管理に関する基本方針（資源管理基本方針）に資源管理の目標やTACの算定方法を規定**（原則5年毎に見直し）。
- TACは、**農林水産大臣が管理のために漁業種類等ごとに設定する区分（大臣管理区分：大中型まき網漁業、沖合底びき網漁業等）と都道府県に配分**。配分ルールは漁獲実績を基礎とし、水産資源ごとに資源管理基本方針に詳細を規定。

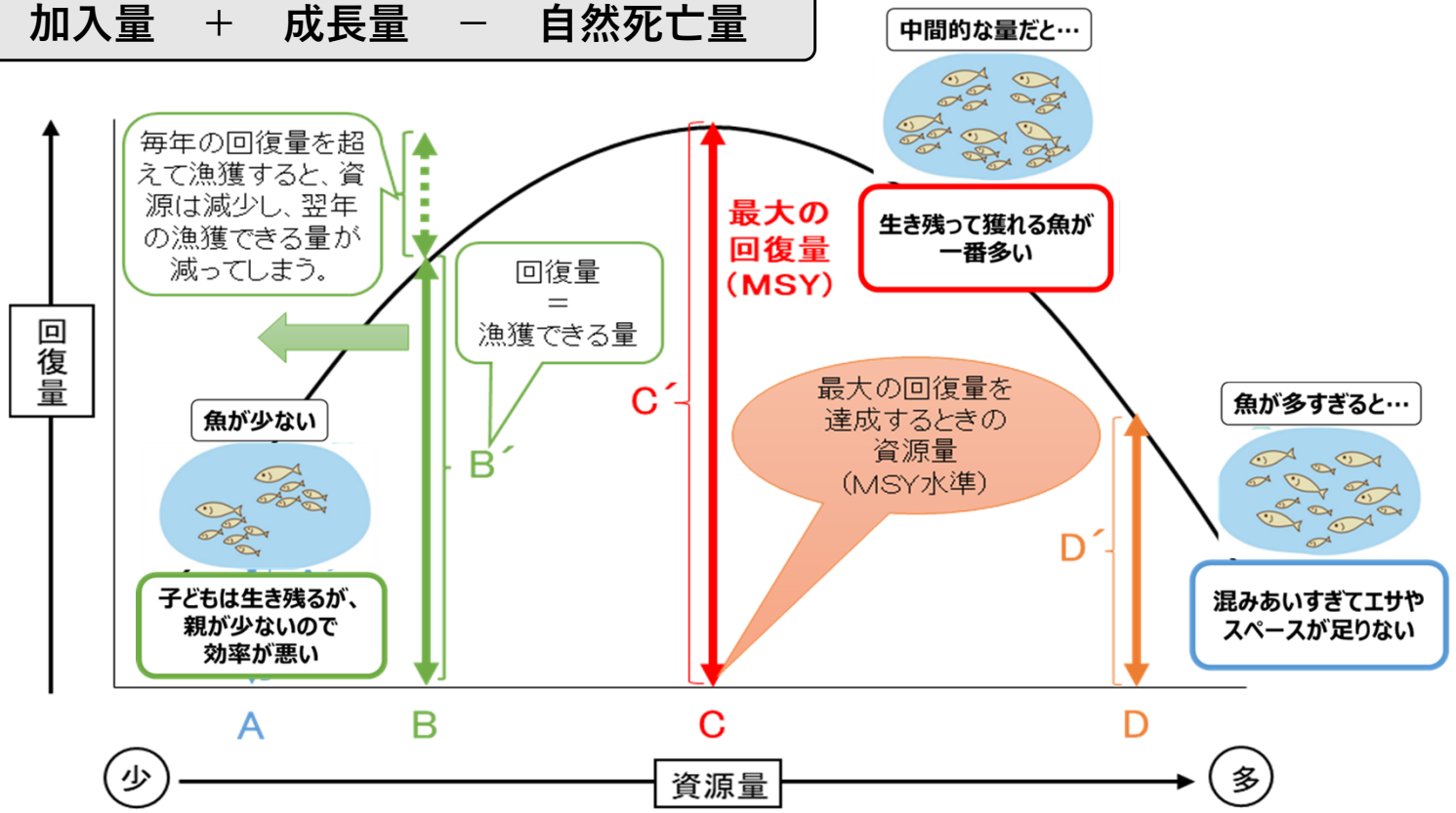


資源管理基本方針の決定

● 資源評価結果に基づく研究機関の提案を踏まえ、水産資源ごとに、資源管理の目標やTACの算定方法を、資源管理基本方針に規定（原則5年毎に見直し）。漁業関係者、地方公共団体、研究機関等誰もが参画可能な公開の会合（ステークホルダー会合）での説明や、水産政策審議会からの意見聴取を経た上で決定。

● 資源管理の目標については、MSY（Maximum Sustainable Yield/最大持続生産量：現在及び合理的に予測される将来の自然的条件の下で持続的に採捕することが可能な水産資源の数量の最大値）を実現する資源水準の値を目標（目標管理基準値）とすることを基本としている。

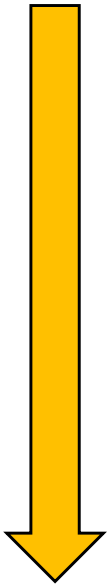
回復量 ＝ 加入量 ＋ 成長量 － 自然死亡量



TACの算定方法

● TACは、基本的には、水産機構が算定したその年の資源量の予測値と、資源管理の目標を達成するために求められる漁獲圧力（この算出ルールを漁獲シナリオという）を乗じることで導かれるABC（Allowable Biological Catch/生物学的許容漁獲量）の範囲内で設定する。

ＡＢＣ　＝　当該管理年度の資源量　×　漁獲圧力

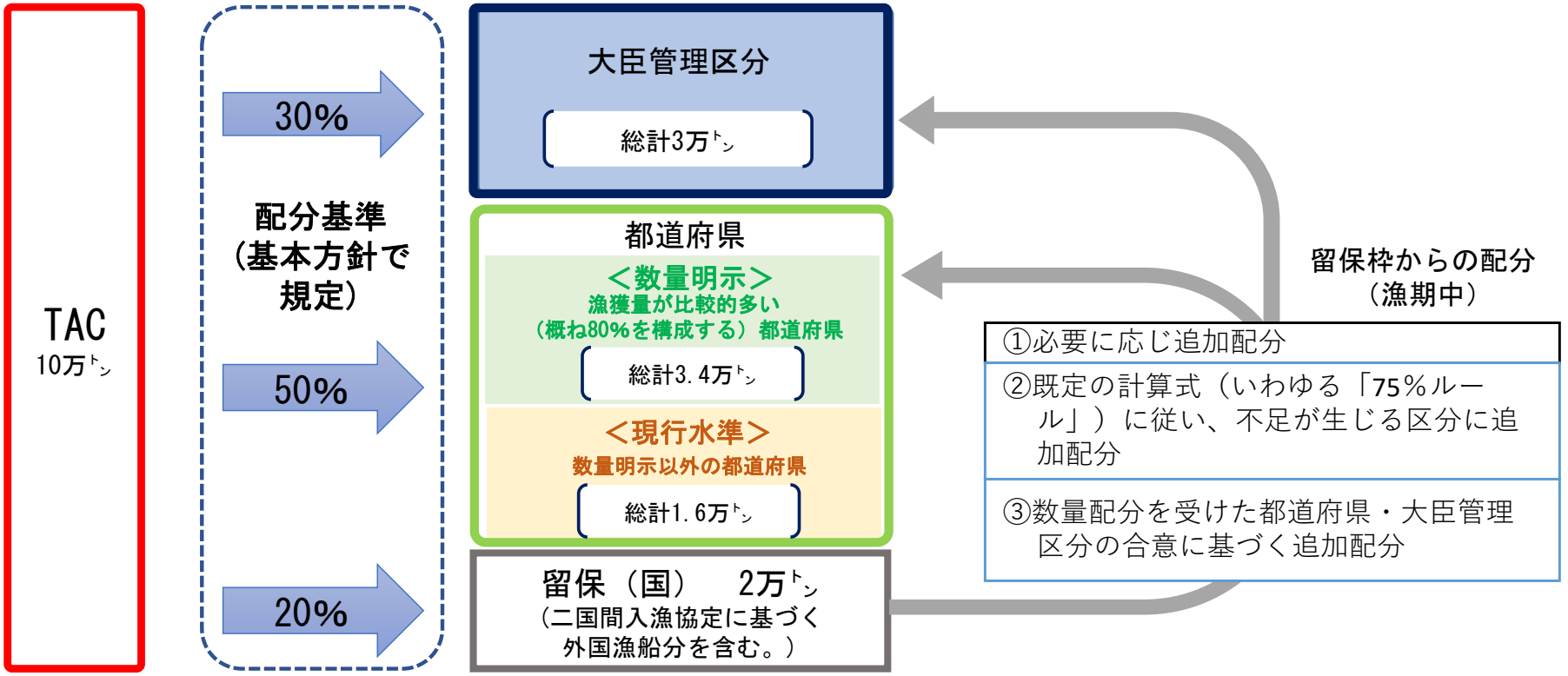


- 当該管理年度の資源量
  →資源調査・評価により水産機構が算定
- 漁獲圧力
  →資源状況に応じて、
  資源管理基本方針に定める漁獲シナリオに基づき決定

ＴＡＣ　≦　ＡＢＣ

TACの配分

- TACは、**大臣管理区分**（農林水産大臣が管理のために漁業種類/海域ごとに設定する区分をいう。大中型まき網漁業、沖合底びき網漁業等）と**都道府県に配分**する。配分は、過去3か年の漁獲実績の比率等に基づいて配分することを基本としている。なお、配分を受ける者の間での**別途の合意に基づいて配分**している資源も存在する。
- 漁獲量の比較的多い（概ね80%を構成する）都道府県には数量を明示して配分する（**数量明示**）。それ以外の都道府県には、配分数量を明示せず、「**現行水準**」として配分する（ただし、目安とする数量は示す）。
- TAC超過防止のためのバッファーとして、国が管理する「**留保枠**」を設定している資源も存在する。



TAC管理の経緯

令和3年1月	漁業法に基づくTAC管理開始
令和7年5月19日 （※管理開始5年目）	第4回SH会合
令和7年9月11日	第5回SH会合
令和7年10月21日	令和8管理年度TAC設定に関する意見交換会
令和8年10月30日	令和9管理年度TAC設定に関する意見交換会

本日はここ

資源管理の目標

	太平洋系群	対馬暖流系群
目標管理基準値 ＝ＭＳＹを実現するために必要な親魚量	52千トン	273千トン
限界管理基準値 ＝ＭＳＹの60パーセントを実現するために必要な親魚量	14千トン	103千トン
禁漁水準 ＝ＭＳＹの10％の漁獲量が得られる親魚量	1.5千トン	14千トン

漁獲シナリオ　マアジ太平洋系群

- 親魚量が令和18管理年度（2036管理年度）に、少なくとも50パーセント以上の確率で、目標管理基準値を上回るよう、親魚量の値に応じ、漁獲圧力を調節する。

  ア　親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、MSYを実現する漁獲圧力の水準に調整係数（β=0.9）を乗じた漁獲圧力とする。
  イ　親魚量の値が限界管理基準値を下回っているが、禁漁水準以上ある場合には、親魚量の値に応じて上記アの漁獲圧力を更に削減した漁獲圧力とする。
  ウ　親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、漁獲圧力は0とする。

表1．将来の平均親魚量（万トン）

β	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2036年に親魚量が目標管理基準値（5.2万トン）を上回る確率
1.0	3.6	3.7	4.4	4.9	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	45%
0.9			4.7	5.4	5.7	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8	55%
0.8			5.0	6.0	6.4	6.4	6.4	6.4	6.5	6.5	6.5	66%
0.7			5.3	6.6	7.2	7.1	7.1	7.2	7.3	7.3	7.3	76%
現状の漁獲圧			3.6	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.4	16%

表2．将来の平均漁獲量（万トン）

β	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036
1.0	3.5	2.8	3.2	3.4	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5
0.9		2.6	3.1	3.3	3.4	3.4	3.4	3.5	3.5	3.5	3.5
0.8		2.4	2.9	3.2	3.3	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4
0.7		2.1	2.8	3.1	3.2	3.2	3.2	3.3	3.3	3.3	3.3
現状の漁獲圧		3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3

漁獲シナリオ　マアジ対馬暖流系群

- 親魚量が令和18管理年度（2036管理年度）に、少なくとも50パーセント以上の確率で、目標管理基準値を上回るよう、親魚量の値に応じ、漁獲圧力を調節する。

  ア　親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、MSYを実現する漁獲圧力の水準に調整係数（β=0.9）を乗じた漁獲圧力とする。

  イ　親魚量の値が限界管理基準値を下回っているが、禁漁水準以上ある場合には、親魚量の値に応じて上記アの漁獲圧力を更に削減した漁獲圧力とする。

  ウ　親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、漁獲圧力は0とする。

表1．将来の平均親魚量（万トン）

β	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2036年に親魚量が目標管理基準値（27.3万トン）を上回る確率
1.0	20.1	21.8	23.5	25.5	26.6	27.2	27.3	27.2	27.3	27.4	27.5	44%
0.9			24.7	27.4	28.9	29.6	29.7	29.7	29.8	29.9	30.0	54%
0.8			26.0	29.5	31.4	32.4	32.6	32.6	32.7	32.8	32.9	64%
現状の漁獲圧			24.8	27.5	29.0	29.7	29.9	29.9	29.9	30.0	30.1	54%

表2．将来の平均漁獲量（万トン）

β	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036
1.0	12.3	15.3	16.6	17.8	18.4	18.7	18.7	18.7	18.8	18.8	18.9
0.9		14.2	16.0	17.5	18.2	18.6	18.6	18.6	18.7	18.7	18.8
0.8		13.0	15.3	17.0	17.9	18.3	18.3	18.4	18.4	18.5	18.5
現状の漁獲圧		14.1	16.0	17.4	18.2	18.5	18.6	18.6	18.6	18.7	18.8

TAC設定の考え方

- マアジは従来から太平洋系群と対馬暖流系群の２系群に分けた資源評価が行われてきたが、
  ①東シナ海での産卵に由来する当歳魚の一部は太平洋岸に加入する、
  ②太平洋系群の資源水準を左右するのは東シナ海からの加入群の多寡による、
  とも考えられている旨、資源評価報告においても記載されている。

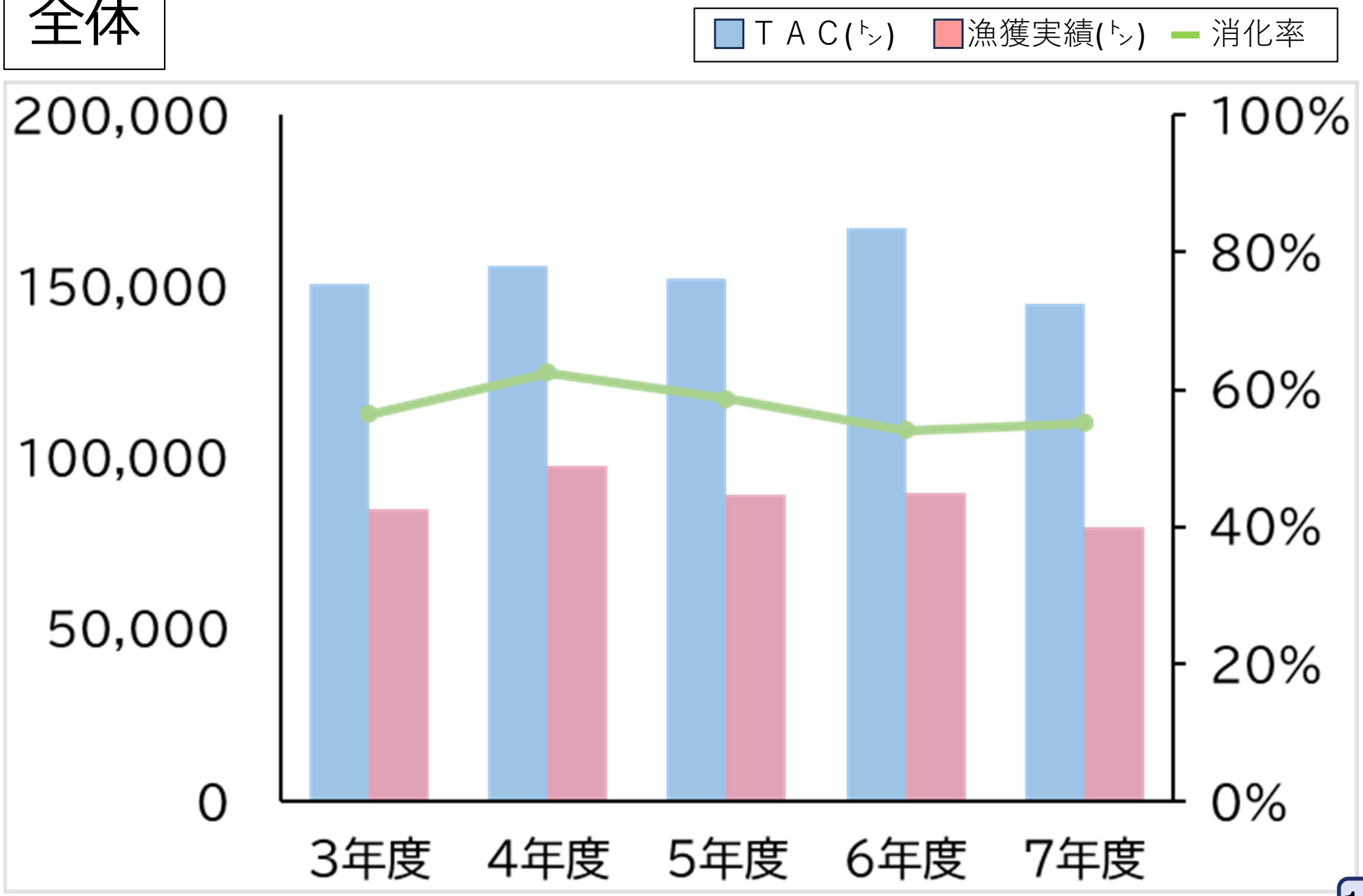
- このため、資源管理の目標、漁獲シナリオ、漁獲圧力及びABCは系群別に定めるものの、 TAC管理は、令和８管理年度に引き続き以下により算出する両系群のABCの合計値の範囲内で一括して行うこととする。
  - 太平洋系群：その年の資源量の予測値に、漁獲シナリオに従いその年の親魚量の予測値から得られる漁獲圧力を乗じて算出する。
  - 対馬暖流系群：その年の資源量の予測値に、漁獲シナリオに従いその年の親魚量の予測値から得られる漁獲圧力及び0.89（資源評価対象水域における外国による漁獲を考慮するための値をいう。）を乗じて算出する。

- 同時に、引き続き、産卵分布調査、標識放流、遺伝的・生化学的手法による集団構造分析、海流などの海洋環境解析などを実施し、集団内および集団間の動態の実態把握に努めることとする。

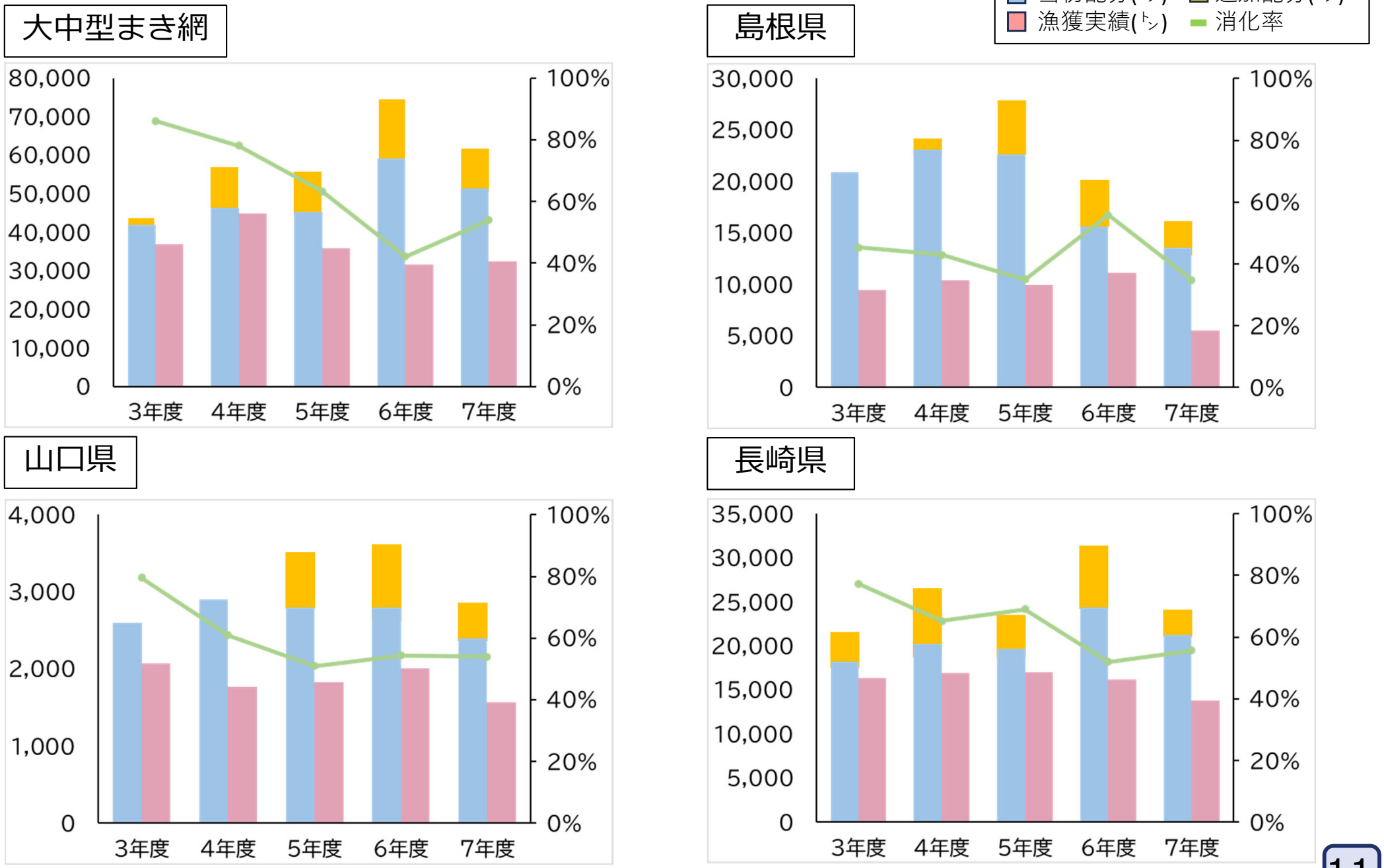
- 今後、研究で明らかになった資源の実態を反映した資源評価を踏まえ、漁獲実態を考慮した上で、管理のあり方を検討する。

（参考）過去の振り返り―漁獲の状況　全体

全体

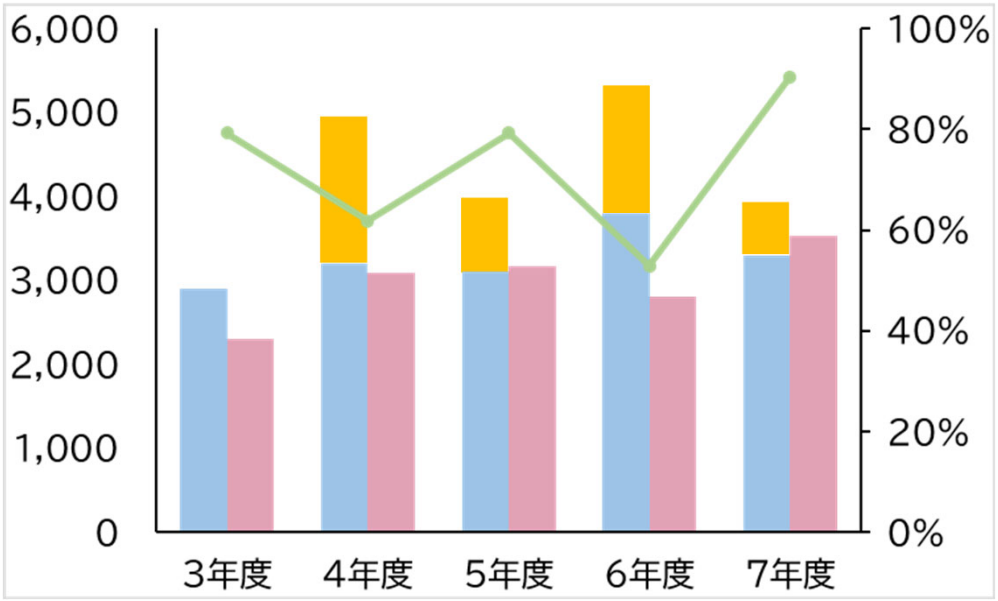


（参考）過去の振り返り―漁獲の状況　数量明示①

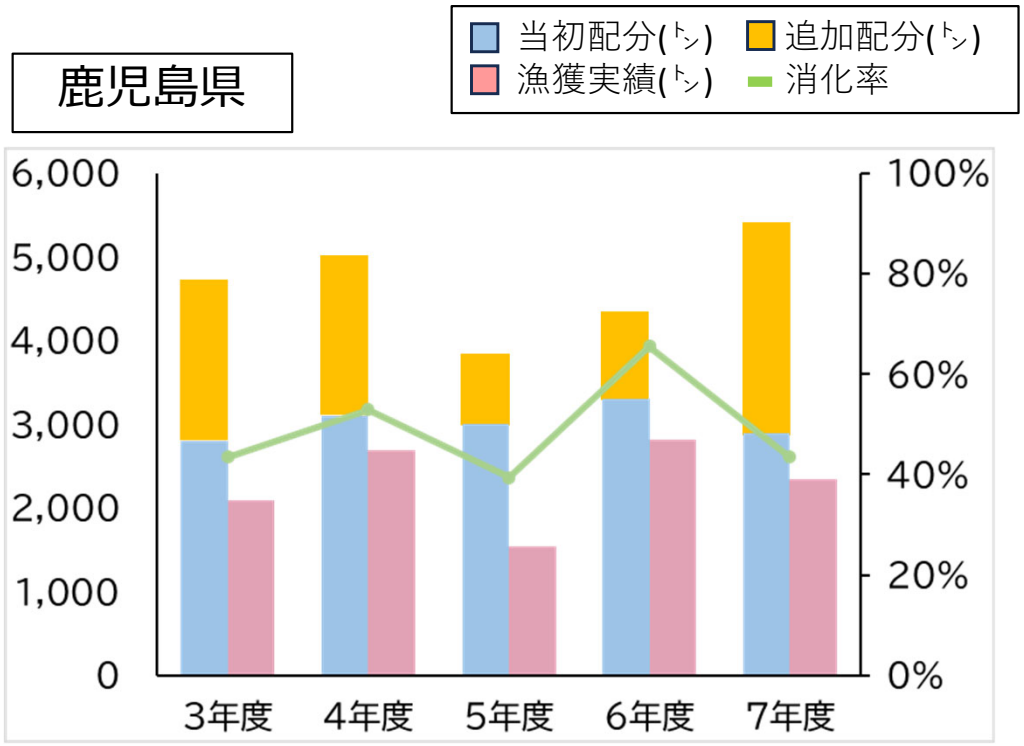


（参考）過去の振り返り―漁獲の状況　数量明示②

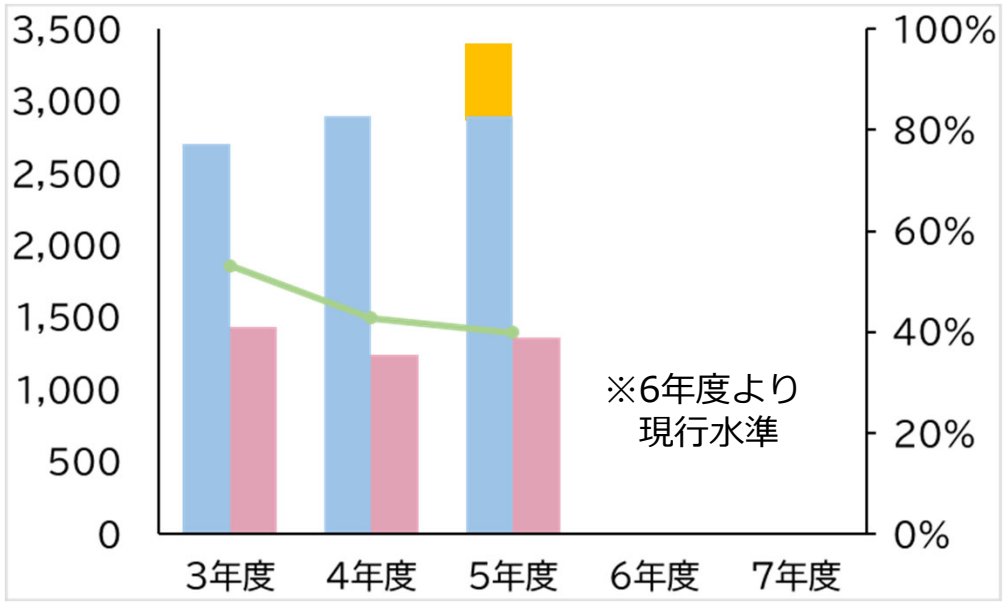
宮崎県



鹿児島県



大分県



（参考）過去の振り返り―融通・国の留保からの配分等　令和3管理年度

年月日	変更理由	変更内容			
		管理区分等	変更前数量	変更後数量	増減
令和3年9月24日	国の留保からの追加配分	長崎県	18,200	21,200	3,000
		鹿児島県	2,800	4,800	2,000
		大中型まき網漁業	41,900	42,900	1,000
		国の留保	37,700	31,700	-6,000

（参考）過去の振り返り―融通・国の留保からの配分等　令和4管理年度

年月日	変更理由	変更内容			
		管理区分等	変更前数量	変更後数量	増減
令和4年9月5日	国の留保からの追加配分（関係者間合意）	長崎県	20,200	23,200	3,000
		宮崎県	3,200	4,200	1,000
		鹿児島県	3,100	5,100	2,000
		大中型まき網漁業	46,300	53,300	7,000
		国の留保	32,200	19,200	-13,000
令和4年11月29日	国の留保からの追加配分（関係者間合意）	島根県	23,100	24,300	1,200
		長崎県	23,200	26,000	2,800
		宮崎県	4,200	5,000	800
		大中型まき網漁業	53,300	57,600	4,300
		国の留保	19,200	10,100	-9,100

（参考）過去の振り返り―融通・国の留保からの配分等　令和5管理年度

年月日	変更理由	変更内容			
		管理区分等	変更前数量	変更後数量	増減
令和5年5月12日	国の留保からの追加配分（関係者間合意）	島根県	22,600	26,100	3,500
		山口県	2,800	3,300	500
		長崎県	19,700	22,700	3,000
		大分県	2,900	3,400	500
		宮崎県	3,100	3,600	500
		鹿児島県	3,000	3,500	500
		大中型まき網漁業	45,200	52,100	6,900
		国の留保	30,500	15,100	−15,400
令和5年11月15日	国の留保からの追加配分（関係者間合意）	島根県	26,100	28,400	2,300
		山口県	3,300	3,600	300
		長崎県	22,700	24,700	2,000
		宮崎県	3,600	4,000	400
		鹿児島県	3,500	3,900	400
		大中型まき網漁業	52,100	56,700	4,600
		国の留保	15,100	5,100	−10,000

（参考）過去の振り返り―融通・国の留保からの配分等　令和6管理年度

年月日	変更理由	変更内容			
		管理区分等	変更前数量	変更後数量	増減
令和6年5月8日	国の留保からの追加配分（関係者間合意）	島根県	15,600	18,000	2,400
		山口県	2,800	3,300	500
		長崎県	24,400	28,100	3,700
		宮崎県	3,800	4,400	600
		鹿児島県	3,300	3,800	500
		大中型まき網漁業	59,100	68,000	8,900
		国の留保	33,400	16,800	−16,600
令和6年9月30日	国の留保からの追加配分（関係者間合意）	島根県	18,000	20,000	2,000
		山口県	3,300	3,700	400
		長崎県	28,100	31,200	3,100
		宮崎県	4,400	5,300	900
		鹿児島県	3,800	4,300	500
		大中型まき網漁業	68,000	75,000	7,000
		国の留保	16,800	2,900	−13,900

（参考）過去の振り返り―融通・国の留保からの配分等　令和7管理年度

年月日	変更理由	変更内容			
		管理区分等	変更前数量	変更後数量	増減
令和7年4月30日	融通	鹿児島県	2,900	4,900	2,000
		大中型まき網漁業	51,400	49,400	2,000
令和7年7月16日	国の留保からの追加配分（関係者間合意）	島根県	13,600	15,900	2,300
		山口県	2,400	2,900	500
		長崎県	21,200	24,800	3,600
		宮崎県	3,300	3,900	600
		鹿児島県	4,900	5,400	500
		大中型まき網漁業	49,400	60,100	10,700
		国の留保	29,000	10,800	-18,200